

公 告

通関業法第11条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり通関業の許可の承継を承認したので同条第7項の規定により公告する。

記

1 承継を受ける者の氏名又は名称及び所在地

株式会社AUTO LOGISTICS JAPAN (法人番号22900-02-028224)
大阪市中央区南本町1丁目3番9号サンコービル船場306号

2 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び所在地

有限会社ファイブ・ケイ・インターナショナル (法人番号22900-02-020073)
大阪市中央区南本町1丁目3番9号サンコービル船場306号

3 承継を受ける通関業の許可に係る営業所の名称及び所在地

i 主たる営業所

株式会社AUTO LOGISTICS JAPAN 福岡営業所
福岡市東区みなと香椎2-5-7
相互運輸(株)ICロジスティックセンター3F詰所1

ii その他の営業所

なし

4 承継年月日

平成30年11月1日

5 許可条件

自動車、自動車部品及び付属品に係る輸出通関業務に限る。

平成30年10月18日

門司税関長 福田 浩昌